

主な改定内容について

(1) 第3章 立地適正化に関する基本的な方針

予測を上回る人口減少に対応するため、高齢者のみに絞るのではなく、多世代をターゲットに居住を誘導

(2) 第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設

現計画策定以降の誘導施設やその他都市機能の立地動向を踏まえ、都市機能誘導区域の設定の考え方や範囲を変更

(3) 第6章 誘導施策

2つの駅周辺を個々に機能させるのではなく、基幹的公共交通軸を活かして1つの拠点として機能させる考えのもと、誘導施設及び誘導施策を東西共通のものとして設定

(4) 第7章 防災指針

都市再生特別措置法の改正や本市における災害リスクの現状を踏まえ、立地適正化計画の記載事項に加わった防災指針を新たに追加

(5) 第8章 計画推進にあたって

「居住誘導区域内の人口密度」について人口減少が更に進行する状況下、目標値を再設定